

令和3年塩尻市議会6月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和3年6月23日(水) 午前10時36分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第15号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局主事	小林 貴裕 君		

午前10時36分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから6月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 委員会をお開きいただきまして大変ありがとうございます。追加提案申し上げました一般会計補正予算追加分につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

議案第 15 号 令和 3 年度塩尻市一般会計補正予算（第 4 号）

○委員長 それでは、議案第 15 号令和 3 年度塩尻市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。資料配付の申出がありましたので、あらかじめ配付してございますので御了承お願いいたします。一括して説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第 15 号令和 3 年度塩尻市一般会計補正予算（第 4 号）歳出でございますが、11、12 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の白丸、生活困窮者自立支援事業の 709 万 3,000 円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対し、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を市社会福祉協議会が窓口となり行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立、またそれが困難な場合には、生活保護の需給につなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものでございます。支給要件としましては、収入及び資産が一定額以下であり、求職活動を誠実かつ熱心に行うなどがあり、支給世帯を 25 世帯と見込んでおります。支給額は、単身世帯は月 6 万円、2 人世帯 8 万円、3 人以上世帯 10 万円、支給期間 3 か月間となっております。なお、この給付にかかります費用は、事務費含めて国が 10 分の 10 全額補助となっております。私からは以上です。

○産業政策課長 それでは、7 款 1 項 2 目商工振興費の説明をさせていただきます。白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業の 2 件、プレミアム付商品券事業費負担金及び事務費負担金につきましては、合わせて 2 億円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、既に配付しております資料 2 で説明をさせていただきます。今回の商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の第 4 波の猛威によりまして、回復途上にあった地域経済が再び厳しい状況となったことから、市民に利用してもらうことで消費活動を促し、市内事業者の業績改善と地域経済の下支えを図る目的のため、昨年につき実施するものでございます。

まず 1 ページ目ですが、今回の商品券につきまして昨年の実施から幾つか変更した点がございます。まず販売方法につきましては、先着順の販売から事前申込方式に変更しています。また、申込方法も専用はがきによるほか、24 時間受付可能なオンラインによる申込みを導入しました。支所での販売も昨年は 1 日のみとしましたが、今回は土、日の 2 日間設けることで、購入者が買いやすくかつ密にならないよう配慮いたしました。なお、支所での販売につきましては、セキュリティーの問題から 17 時までに変更する予定でございます。商品券の構成につきましては、昨年以上に地元店で利用してもらい地域活性化につなげたい思いから、地元店のみ使える地域応援券を 1,000 円増やしています。

2 ページ目を御覧ください。今回の商品券の申込状況です。速報値となりますが、申請件数は 8,607 件で、申込総冊数は 12 万 5,988 冊でした。1 世帯当たりの平均申込冊数は昨年より約 2 冊多い 14.63 冊となっております。販売総額は約 12 億 6,000 万円、発行総額は約 16 億 3,800 万円となり、そのうちプレミアム分は約 3 億 7,800 万円となります。そのうちプレミアム分の 1 億 9,800 万円と商品券の増刷に伴う印刷代分としまして 200 万円の合計 2 億円を補正予算として上程させていただいております。

3 ページ目を御覧ください。上の表は今回初めて取り入れました電子申請と専用はがきの割合を記載したものでございます。また下のグラフにつきましては、左側の冊数が1日当たりとなりまして、棒グラフで表しています。右側の冊数は累計となりまして、折れ線グラフで表しています。6月1日に広報に折り込みチラシを入れた関係で電子申請が、翌日には専用はがきの申込みが急増しています。

4 ページ目を御覧ください。参考ですが、昨年実施しました商品券、事業者間取引を含みますが、産業分類別の換金状況と地元店、大型店の換金状況を表したグラフとなります。今回の補正につきましては、総額16億円を超える商品券が市内で流通することで、停滞する地域経済の活性化や循環につながると共に、経済が厳しい市内事業者への一番の経済対策、経済効果と考えていることから、今回申込者全員に希望冊数が行き届くよう、総額2億円を補正予算として上程させていただきました。私からの説明は以上となります。

○教育総務課長 続きまして10款教育費1項教育総務費9目義務教育学校整備費、白丸、義務教育学校整備事業4,201万4,000円の増額でございますが、事前に配付させていただいてあります資料を御覧ください。義務教育学校整備事業につきましては、当初、全体事業費3億921万2,000円を見込んでおります。上段の表をお願いします。令和3年3月に国の令和2年度補正予算に対応した補助金申請のため、急遽全体の事業費を令和2年度補正予算繰越分と令和3年度当初予算に分割して計上する必要が生じました。このため、全体設計額を概算により令和2年度補正分1億5,971万2,000円と令和3年度当初予算分1億4,950万円に分割して計上しております。

次に下段の表になります。その後、詳細設計を進める中で、概算で分割して計上した額と実際の設計額との差額が生じており、今回の補正予算においては、令和3年度当初予算額1億4,950万円と令和3年度事業費1億9,151万4,000円の差額である4,201万4,000円を増額補正するものでございます。本来であれば、令和2年度補正予算額1億5,971万2,000円と令和2年度設計額の1億2,207万7,000円の差額であります3,763万5,000円についても減額補正をするところでございますが、繰越計上された予算については変更ができないため、このまま繰越計上させていただきますが、決算時において不要額として計上することとなりますので、本事業の全体事業費としましては、増額分の4,201万4,000円と減額分の3,763万5,000円の差額437万9,000円が全体事業費の増額分となり、この額は木材価格の上昇分に当たるものでございます。

また、令和3年度補正予算の工事費用の主な増額内容につきましては、全体工事の工期を確保するため、既存の渡り廊下の解体工事を単独発注に変更したことや、校舎棟及び理科準備室増築工事に関する木材等の資材の値上がりや追加工事が生じたことなどになります。また、本事業の財源につきましては、予算書10ページに記載の公立学校施設整備費負担金737万6,000円及び合併特例事業債3,400万円となります。説明は以上になります。

○財政課長 それでは、歳入について御説明を申し上げます。9ページの歳入のうち2つ目の19款繰入金でございます。こちらにつきましては、今回の補正におきまして不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものでございます。歳入については以上となります。

続いて4ページをお開きください。第2表の地方債の補正でございます。こちらは先ほど説明がありましたとおり、合併特例事業債につきまして限度額を変更するものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○山口恵子委員 12ページの生活困窮者自立支援事業についてお伺いします。先ほど、全体で25世帯が該当するというものであります。この支援制度、受給後には終了か、また生活保護かという条件があると思いますが、

その内訳がもし分かりましたらお聞きします。

○**福祉課長** 25世帯の見込みの内訳でございますけれども、単身世帯が4世帯、2人世帯が1世帯、3人以上世帯が20世帯と見込んでおります。以上です。

○**山口恵子委員** 自立支援事業を受けた後の生活に対して、見通しを持つことも大事だと思いますけれど、その点についてはどのような対応をされるのか、お聞きします。また、この支援事業を受けるための、ほかに条件がありましたら、その点についてもお聞きします。

○**福祉課長** この制度につきましては、今まで特例貸付、特に総合支援金がそうなのですが、延長3か月、それから再貸付が3か月、合わせて9か月行っている現状がございます。これが、最後の再貸付が終了または社会福祉協議会での貸付が不決定になった世帯が対象になってくるわけでして、いずれにしても、これが最後の3か月間の生活再建をするに当たっての自立の支給。これがもし、それでも自立ができないということであれば、生活保護へ案内をするということになっているものでございます。これを受けるための条件ですけれども、まず収入につきましては、市民税均等割が非課税世帯ということで、それを月割りにしたものと、生活保護の住宅扶助基準額、塩尻市の場合3万1,800円になっておりますが、それを合わせた金額が収入の条件となります。それから資産の条件としまして、預金がございますけれども、今言った月額収入の6倍以下または100万円以下という条件になっております。求職活動につきましては、月1回以上の自立相談機関まいさぼの面接を受けていただく。また月2回以上、ハローワークで就業相談を受けていただく。それから原則週1回以上、求人先への応募または求人先の面接を受けるということが条件になっております。以上です。

○**山口恵子委員** ゆくゆくは生活再建をしていただくということが必要なのですが、そのような支援については、まいさぼで引き続き継続、しっかり対応していただくことが必要だと思いますが、その点についてはどのような状況でしょうか。

○**福祉課長** まいさぼでは相談受付をしておりますし、またそこで制度の御案内をしておりますので、生活保護または社会福祉協議会の引き続きの支援金をお借りするということは、引き続いて案内をしていくということにはなります。以上です。

○**委員長** ほか、この民生費の関係で質問ある方いらっしゃいますか。それでは私から1点。今までの支援金の実績の中で、就労に結びついた方、それから生活保護になった方、それぞれどのくらいいらっしゃいますか。

○**福祉課長** 意味的に少し違ってしまうかもしれませんが、緊急小口資金というのがあります。これは主に休業等により収入が減少したという方が借りられるものなのですが、10万円以内ということになります。それが、まいさぼで相談された方が841件ありまして、そのうち制度を利用された方が276件ということになっております。それから総合支援金、これは失業された方が主に生活の立て直しに必要なものということで借入れができるのですが、単身世帯で月15万円、複数世帯で月20万円、原則3か月という制度になっております。そちらのほうには、相談件数が691件、初回貸付された方が126件ありました。それで、3か月間の延長貸付がそのうち26件、さらに3か月間の再貸付を利用された方が8件という内訳になっております。以上です。

○**委員長** 就労につながったとか、生活保護になったという数字は追いかけてはいないということですか。

○**福祉課長** 生活保護に今までで新規で受け付けされてきている方の中で、コロナの影響で休業または自粛をされたという方の人数は、本当にわずかな人数になっております。本当に数件ということになっております。その

関係で、生活保護がすごく増えているという状況には至っていません。数字については今ここに持っていないものなので、正確にお答えできません。よろしくお願いいたします。

○委員長 分かりました。ほかによろしいですか。それではほかのことで、質問ございますでしょうか。

○山口恵子委員 義務教育学校整備工事の資料についてお聞きます。2番の変更のところで、工事費が減額になっています。工事費の額に対して減額の額がかなり大きい気がするのですが、この理由についてもう一度お聞きます。それで、工事費の見積もるときの基準とか、その辺についても併せてお願いします。

○教育総務課長 今回の工事事業費につきましては、国の補正予算の前倒しを申請するに当たって、1月に概算で全体工事費設計する中で、令和2年度分と令和3年度分と分割しております。概算で見積もるに当たっては、直近のこれまでの改修工事や増築工事の平米単価等を使いまして、概算の数字をもって国の補助金申請も行ってきているところです。その後、詳細設計を3月末までに行っているのですが、その中で令和2年度、それから令和3年度、別々に財源は分かれていますけれども一体の工事の中で、要不要な工事について精査してまいります。今回財源を2つに分けてあるものですからこんな表記になりますけれども、令和2年度の国庫補助の対象となる部分、これが3,690万円余の減額。逆に令和3年度の増築部分の国庫負担金の対象になる部分が、4,140万円の増となったところでございます。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第15号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては審査を終了いたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 では、以上をもちまして、予算決算常任委員会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午前10時58分 閉会

令和3年6月23日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印